.1　機関が作成する指針を考慮して、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

.2　機関が作成する指針を考慮して定期的に行う。

附属書Ⅲ第八規則を第九規則とし、第一規則から第七規則までを第二規則から第八規則までとし、第一規則（新たな第二規則）の前に次のように加える。

第一章　総則

第一規則　定義

この附属書の適用上、

1　「有害物質」とは、国際海上危険物規程（IMDG規程）において海洋汚染物質とされたもの又はこの附属書の付録に定める基準を満たすものをいう。

2　「容器に収納した状態」とは、IMDG規程において有害物質について定められた収納の状態をいう。

3　「監査」とは、監査の基準が満たされる程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

4　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度で、機関が作成する指針を考慮したものをいう。

5　「実施のためのコード」とは、機関の文書を実施するためのコード（Ⅲコード）で、機関が決議A一〇七〇（二八）によつて採択したものをいう。

6　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅲ第一規則（新たな第二規則）1.1及び1.2を削る。

附属書Ⅲ新たな第一章の次に次の一章を加える。

第二章　この附属書の遵守の確認

第十規則　適用

締約国は、この附属書に定める義務の履行及び責任の遂行において実施のためのコードの規定を適用する。

第十一規則　遵守の確認

1　全ての締約国は、この附属書の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従つて機関による定期的な監査を受ける。

2　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

3　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

4　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。

.1　機関が作成する指針を考慮して、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

.2　機関が作成する指針を考慮して定期的に行う。

附属書Ⅳ第一規則11の次に次の12から15までを加える。

12　「監査」とは、監査の基準が満たされる程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

13　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度で、機関が作成する指針を考慮したものをいう。

14　「実施のためのコード」とは、機関の文書を実施するためのコード（Ⅲコード）で、機関が決議A一〇七〇（二八）によつて採択したものをいう。

15　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅳ第五章の次に次の一章を加える。

第六章　この附属書の遵守の確認

第十五規則　適用

締約国は、この附属書に定める義務の履行及び責任の遂行において実施のためのコードの規定を適用する。

第十六規則　遵守の確認

1　全ての締約国は、この附属書の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従つて機関による定期的な監査を受ける。

2　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

3　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

4　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。

.1　機関が作成する指針を考慮して、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

.2　機関が作成する指針を考慮して定期的に行う。

附属書Ⅴ第一規則の前に次の章名を付する。

第一章　総則

附属書Ⅴ第一規則14の次に次の15から18までを加える。

15　「監査」とは、監査の基準が満たされる程度を決定するため、監査の証拠を入手し、及び客観的に評価するための組織的な、独立の及び記録される過程をいう。

16　「監査制度」とは、機関が設ける機関の加盟国の監査制度で、機関が作成する指針を考慮したものをいう。

17　「実施のためのコード」とは、機関の文書を実施するためのコード（Ⅲコード）で、機関が決議A一〇七〇（二八）によつて採択したものをいう。

18　「監査基準」とは、実施のためのコードをいう。

附属書Ⅴ新たな第一章の次に次の一章を加える。

第二章　この附属書の遵守の確認

第十一規則　適用

締約国は、この附属書に定める義務の履行及び責任の遂行において実施のためのコードの規定を適用する。

第十二規則　遵守の確認

1　全ての締約国は、この附属書の遵守及び実施を確認するため、監査基準に従つて機関による定期的な監査を受ける。

2　機関の事務局長は、機関が作成する指針に基づき、監査制度の管理について責任を有する。

3　全ての締約国は、機関が作成する指針に基づき、監査の実施及びその結果に取り組むための行動計画の実施を促進する責任を有する。

4　全ての締約国による監査は、次のとおりとする。

.1　機関が作成する指針を考慮して、機関の事務局長が作成する全般的な日程に基づいて行う。

.2　機関が作成する指針を考慮して定期的に行う。

○外務省告示第二百十八号

平成二十八年一月十八日にリマで、ペルー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十八年二月二十二日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　株丹達也在ペルー大使

ペルー側　アナ・マリア・リリアナ・サンチェス・バルガス・デ・リオス外務大臣

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十九号

平成二十八年三月一日にイスラマバードで、送変電設備運用・維持研修所強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　送変電設備運用・維持研修所強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億九千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年九月三十日まで

4　署名者

日本側　松浦純也在パキスタン臨時代理大使

パキスタン側　タリク・バジュワ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二十号

平成二十八年三月三日にドゥシャンベで、ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年九月三十日まで

4　署名者

日本側　鎌田崇志在タジキスタン大使館臨時代理大使

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十八年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄